

二〇〇三年に定年退職し、同時に一橋大学大学院に入学した私は、日本のジェンダー平等政策と国際的な労働基準との関係に関心をもった。それは十四号で書いた兼松男女賃金差別裁判とのかかわりの中でうまれたものである。二〇〇九年七月、国連の女性差別撤廃委員会で日本政府報告の審議が行われることになった。私は兼松裁判の原告たちと共に、はじめて国連本部ビルの中に足を踏み入れた。

(二〇一一年 「闘いのルポルタージュ」 十五号)

国連女性差別撤廃条約第六次日本報告の審議に立ちあつて

飛んで跳んだ草の根NGO

牧 泉

いざ国連本部へ

二〇〇九年七月二〇日、はじめてのニューヨークの朝は快晴。私たちは昨日の気楽なTシャツ、ジーンズ姿をジャケット姿に替え、それぞれ資料の入った大袋をさげてホテルを出発した。抜けるような青空の下に国際連合本部ビルがあった。その前庭には国連に加盟している一九二カ国すべての国旗が掲げられている。この日は傍聴のための入館パスを受け取るためにきたのだが、カラフルな国旗の迎えに、ホテルを出るときからの緊張が緩んだような気がする。門をはいると有名な大砲の筒先をね

じって結んだ形の彫刻があり、観光客がその前で写真を撮っている。商社兼松で働いている男女賃金差別訴訟^④の原告二人、逆井征子さん、小関道子さんとともに支援者のひとりとして、私は生まれて初めて国連本部の建物に入ろうとしていた。

ここへ来た目的は二つあった。ひとつは国連女性差別撤廃委員会が日本政府報告を審議する会議を傍聴すること、あとひとつは審議の前日に行われる日本のNGOネットワーク（JNNC）^⑤が主催す

④兼松男女賃金差別訴訟

商社である兼松㈱に働く六人の女性は兼松のコース別賃金制度は男女差別で労基法違反であると考え、品川区労政事務所、東京都男女差別苦情処理委員会へ申し立てたが、斡旋・調停は不調に終わった。そのため、九五年東京地裁にコース別賃金制度は男女別賃金の呼称の変更を過ぎず、労基法第四条に違反するとして提訴したが、二〇〇三年東京地裁で敗訴、即時控訴し二〇〇八年一月東京高裁で勝利判決を勝ち取ったが、会社側が控訴（原告も一部不満として控訴）したため、最高裁判所で係争し、ニューヨークから帰国後の一〇月に控訴棄却判決がだされ、高裁判決が確定した。

⑤JNNC

（Japan NGO Network for CEDAW）

日本女性差別撤廃条約NGOネットワークで二〇〇三年の女性差別撤廃委員会における第四、五次日本報告書審議に関して共同で行動するために二〇〇二年二月に結成された。〇九年七月の第六次日本報告書の審査に向けて次のような活動を行っている。

- (1) 院内集会事前作業部会の質問事項に対するNGOとしての回答集作成エッセンシャルレポートのとりまとめ女性差別撤廃委員会主催のNGO非公式ブリーフィングの調整
- (2) 同委員会に対するJNNC主催ランチタイム・ミーティングの実施、発言内容の調整
- (3) 同委員会の総括所見のフォローアップ

る女性差別撤廃委員たちに向けて日本の女性の状況をブリーフィングする会への参加だった。

日本の傍聴者はNGO四五団体から八四人という今回審議対象となる国のNGOとしては最大規模のものであった。そのため国連事務局が特別の受付所を設置して対応してくれたので、思いのほかスムーズに手続きは済んだ。ようやくリラックスした傍聴者たちは、それぞれに国連内部の見学に向かっている。イーストリバーを眼下に見ることのできる職員食堂でランチをとろうとささやくNGOグループの声が聞こえてくる。

私は大阪に拠点のあるワーキング・ウイメンズ・ネットワーク(WWN)^⑥の一員として逆井さん、小関さんの後ろについて東京から参加していたのだが、リラックスした雰囲気のおかげでWNだけは緊張感をみなぎらせていた。次に最初の大きなイベントが控えていたからだ。

(4)同委員会の方針の普及(国会議員、官公庁)

ゆるやかな連絡組織であるのため、細かな意思統一は行わないが、今回の最重要課題として、選択議定書の批准と民法改正の二項目に絞り込み、発言時などに強調することを決めていた。

⑥WN: Working Women's Network

ワーキング・ウイメンズ・ネットワークは、

住友系メーカー三社の男女差別賃金訴訟を支援することを目的として九五年に結成し、「国際女性の二〇年大阪北区の会」と「商社に働く女性の会」が中心となり、当初から国際的な活動を行い、九四年のCEDAW委員会にレポートを提出している。

兼松ニューヨーク支店前ピラ撒き

その日の朝、ホテルを出発する時になって、兼松の原告がアピールするために持つ横断幕を日本に置き忘れてきたことが分かったのだ。さて、どうするか。時間がない。

国連で入館パスを貰ったあと、すぐに移動して昼食時間を狙って兼松(株)ニューヨーク支店前でピラ撒きする計画で、そのときに使う予定であった。

タクシーでホテルから国連に来る間の道筋に日本にある「キンコーズ」のような大型文具店があったと叫ぶ人がいた。あそこなら印刷をしてくれるのではないかということになり、作業班五人が決まり私もそのひとりに組み込まれ、ともかく走った。大型文具店という狙いは悪くなかったのだが、その店のコピー機は運悪く故障して修理屋を呼んだところだという。一時間で直るかどうかはつきりしない。やむをえない。コピーはあきらめ、代わるものはないかと方針転換。作業班の五人は店内を歩き回ってカラーボードを見つけた。超極太のマジックペンと赤と黄のカラーボードを購入したうえで、高校生の頃に一年間アメリカ留学したという経歴のある頼もしい作業班の一人が、店の片隅を借りてバナーを制作することを交渉し許可をもらってくれた。もう、時間がない。日本で横断幕をつくり、きれいな花まで染め上げた方々には申し訳ないが、間に合わせる事が第一である。簡単に分かりやすく書きあげて、店員さんへのお礼もそこに店を飛び出して、タクシーを拾い、ロックフェラー・プラザビルを目指した。正午少し前に到着し、なんとかピラ撒きに間に合ったというスリリングな開幕前の

KANEMATSU Corp.
No !
Wage Discrimination

小さなドラマがあつて、兼松の男女賃金差別訴訟を応援するニューヨークでのピラ撒きの幕があがった。

有名なロックフェラー・プラザビルといつても一つではなく、ちょうど東京の森ビルのようにナンバーが付いて幾つもある。この周辺はオフィスビルが立ち並んでいて、ここで働いている人は六万人を超えるという。原告二人は前の日、迷わないように下見をしていた。その二人が作業班の突貫作業でつくった赤と黄色のボードを胸の前に持つて兼松ニューヨーク支店が二階に入っている七五号館の前にたつた。このときの心境を逆井さんは「初めてのニューヨークでトラブルなくピラを配らせてくれるだろうかと胸をドキドキさせ、緊張してバナナを持つて立っていました」と後に書いています。東京、大阪、京都、徳島から集まったWWNの仲間に、私の古い友人で米国に在住している笹子さんが飛び入りで参加して二四人のピラ撒き隊ができあがつた。

正午、玄関からネームカードを胸に下げた映画でみるようなニューヨークカーたちが出てきた。ピラを受け取らない人はあまり居ない。立ち止まってピラを読んで質問をする人、署名をしましょうかという女性もいた。このピラ撒きでは笹子さんは予想以上の大活躍だった。兼松訴訟に関する資料は前もつて送つておいたので、頭に入っているから、流暢な英語で兼松の男女差別の現状を説明できる。彼女は四〇年前に大学を卒業すると単身ロンドンに行き、そこで働きつづけ、今は夫が米国勤務になったために米国に在住していた。彼女の過去四〇年の社会人生活ではピラ撒きなど一度の経験もないし、日本企業に勤めたこともないが、まことに見事に真心こめてピラを撒いている。傍聴に参加しないかと声をかけた時は日本企業での勤務経験がないだけに、共感して皆と行動を共にできるかどうか一抹の不安が私にはあつたのだが、堂々と説明している姿をみて嬉しくなる。

兼松綱の入っているビルの前では、黒人女性が兼松の原告と話し込んでいた。兼松ニューヨーク支社の現地社員だという。ビラを読んで「これは本当のことなのか？」と驚いて、ボスのアポイントを取ってあげるから話したらどうかと提案してくれた。しかし約束の時間に玄関前で待っていたが、案の定、現れなかった。おそらく彼女は当然話し合うと思って約束したのであるが、日本人上司は拒否したにちがいない。叱られたかもしれないと気の毒にも思った。日本を出発する前に原告たちは国連に訴えに行くことを書いたビラを本社前で撒いていたので、すでに上司には東京から連絡があったのかもしれない。

そのうちカードマンが出てきて退去せよと言ったのを機に、持参した二五〇枚のビラを撒き切ったことだし、目的は十分に達成できたと気分良く国連本部へ引き返した。もともと、それほど粘る時間もなかったのだ。午後三時からNGOの非公式のフリーフィングが行われるのだ。

いよいよ女性差別撤廃委員と

「NGO非公式フリーフィリング」と銘打たれた国連主催の会議がはじまった。同時通訳こそないが、国連事務局が国連本部会議室2を確保して、委員たちにも開催の連絡をしてくれている。広い会議室であり、階段状の傍聴席の数も十分用意されている。各国からニューヨークを目指してきた傍聴者たちがよく見えそうな席を確保しようと動きまわり、なかでも大集団である日本のNGOが座りおわると間もなく、アフガニスタンの委員を除いた委員全員二二名がつぎつぎと集まってきた。今回の審議対象となる八カ国すべての参加NGOが招待されているので、発言時間は非常に限られている。

日本はJNNCCの代表として大谷美紀子弁護士が発言した。最初のスピーチは十分間とされていた。この時間内に四五団体の主張を盛り込まなくてはならない。出発前に何回も開かれた打ち合わせ会で次の九つの柱が決められた。

- ① 差別的法律・規定
- ② 女性に対する暴力
- ③ 人身売買
- ④ 政治的参加
- ⑤ 教育
- ⑥ 雇用
- ⑦ マイノリティ女性
- ⑧ 選択議定書
- ⑨ 条約実施のためのメカニズム

それぞれのテーマに割ける時間は一分強である。大谷弁護士は弾丸のような速さで用意したスピーチ原稿を読み上げた。もちろん英語である。

「冒頭に、委員会の二〇〇三年の総括所見の勧告がほとんど実行されていないという残念な現実を指摘しなければなりません。むしろ、過去六年間に教育基本法の改定における男女平等教育の後退、性教育に対するバックラッシュなど固定的役割分担意識を助長する動きが強まっています」と切り出した。

原告の逆井さんと小関さんは緊張した面持ちで赤と黄色の速成パナーをもって後ろの席で待機している。大谷弁護士は紅潮してはいるけれど滑らかな口調でそれぞれのテーマごとに論を進めていく。いよいよ六番目の柱である「雇用」に入った。

「雇用に関して、間接差別のコース別制度を許容する均等法・指針の『雇用管理区分』の文言の削除と、労働基準法に同一価値労働同一賃金原則を明記すること、この二点の勧告をもとめます」のくだりが始まった。これはWVNと同じ雇用に係わるNGO「均等アクション23」との間で相談し、練りに練って一分間で発言できる最低限度の内容を含めた文案を提案していた。つづいて、「今回、賃金格差是正を求めて」と大谷弁護士が発言すると、さっと後ろに逆井さんと小関さんが赤と黄色のパナーを掲げて立ち上がった。タイミングはばっちり合っていた。「是正を求めて十四年前に裁判を提起し、現在、最高裁で判決を待っている原告二名および他の賃金差別裁判の原告や元原告が何名も参加していません」とスピーチは続いた。

「均等法施行後も男女の賃金格差は是正されませんでした。コース別雇用制度の名のもとに会社が賃金格差を維持することが許容されたからです。これは女性に対する間接差別です」裁判に訴えても裁判官のジェンダー・バイアスによって差別が認められなかったケースや労基法違反が認められても賃金は正が救済されない判決にも触れて、最後に「労基法に同一価値労働同一賃金が明記されることと職務評価システムの確立は、非正規労働者の七〇%が女性で女性労働者の約半数が貧困ラインの年収レベル以下という現状において、正規・非正規という雇用形態の違いによる賃金格差を是正し女性労働者の均等待遇を実現するためにも不可欠です」と結んだ。約二分かかった。

一〇分の弾丸スピーチが終わると、委員たちからの質問時間である。

「ここで発言したことを日本政府にも直接言っているのか」「NGOは女性差別撤廃委員会が出す勧告を政府と協力して広め、実施のための活動をしているのか」などという質問を聞くと、NGOへの国際的なレベルの対応と日本政府や自治体のNGOへの対応との違いを感じる。おそらく委員たちには日本のNGOが置かれている状況、言わせてはやるが聞く耳はもたないという状況を理解できないのではないだろうか。なぜ八四人もの女性が自腹を切って遠路参加しているのかが伝わったのだろうかと思う。

日本には十二の質問が寄せられたが、とても所定の時間では回答できなかったため、やり残してしまった回答は翌日までに文書回答することを約束して「ブリーフィング」は終了した。もちろん三時から六時までのブリーフィングは日本だけでなく、スイス、デンマーク、スペイン、アゼルバイジャン、ラオスのNGOからも発言があった。ラオスの少数民族であるモン族の女性が民族の苦境を説明している途中、嗚咽でスピーチができなくなったときには、胸がしめつけられた。

文書回答の宿題を与えられたNGOはホテルに帰ってからも忙しい。WWNにも宿題が出された。たくさん準備資料を持参しているから中心メンバーは部屋にこもって作業を始めた。私は夕食後のひと休みにとホテルのOAセンターのパソコンを借りてインターネット・メールをチェックしていた。なんと日弁連の代表から本日のブリーフィング内容と質疑応答の速記録が日本語仮訳として流れ始めているのだ。印刷して宿題と格闘しているWWNのメンバーに手渡す。すべて英語で行われていたのだ、この速記仮訳は大いに助かった。参加者それぞれがもつ技能や知恵をみなで共有して成果をもたらそうという意気込みを強く感じる。

JNNC主催

ランチタイム・フリーフィング

七月二二日。

JNNC主催のランチタイム・フリーフィングとは、女性差別撤廃委員をランチタイムに招いて、日本NGOが現状と課題を直接訴え、また委員から質問を受ける会である。委員長を除く二二人の委員はチェンバーAとBの二つのグループに分かれ、会期中にそれぞれが七カ国を審議するのだが、日本はチェンバーBに入れられている。チェンバーBの委員十一名のうち、ジャマイカの委員を除いて十名が出席した。

この日は日本のNGOだけでの会議であり、ランチタイムとはいえ午後一時から三時まで、たつぷり二時間ある。発言を希望したNGOは十七団体で、各団体から初めに二分ずつプレゼンテーションをおこない、つぎに質疑応答の時間という予定だ。

WNNは雇用の問題に絞っての発言である。岡田仁子さんが「兼松、住友、岡谷鋼機、建設会社などで働く二三名が参加しました」と口火を切ったところで、WNNからの参加者二三名全員が起立した。実は笹子さんも立っているのです、二四名だったわけだが、「おおっ」という空気の流れが感じられた。そしてスピーチは続く。ここでも兼松訴訟が十四年もかかっていること、厚生労働省の指針によって認められてしまっている『雇用管理区分』がコース別雇用制度をはじめとする間接差別の温床になっていることを強調した。国際的な人権NGOで働いている岡田さんの英語は発言者の中でナンバーワン、身びいきでなく、だんぜん光っているように聞こえる。

雇用の分野ではもう一つのNGO「均等アクション23」も発言した。第一点は、同一価値労働同一賃金が行われるよう法律に明記すること、二点目は賃金格差を是正するために公平で性中立的な職務評価システムが必要であると二つのことを訴えた。二分間スピーチで何に重点を置いて発言するか知恵を出し合ったWWNと「均等アクション23」の連携プレーである。

マイノリティ女性たちも積極的に発言した。先住民アイヌ女性、沖縄女性、部落女性、在日コリアン女性、移住女性に対する差別と権利侵害は、私もこの場で初めて知った事実があったほどだ。それほどに日本の社会で疎外され、問題化すらされていない女性差別の実態が明らかにさせていった。

質疑応答の時間になると、中国の委員から「雇用管理区分や間接差別のことをもう少し詳しく説明してほしい」と質問がだされた。ここでWWNの名物代表である越堂静子さんの出番である。「厚生労働省の指針『雇用管理区分』という労働者をカテゴリー化して管理することは、民間企業に働く女性の平等を阻害しています。みなさまに配布したホルダーのピンクのタグの頁をご覧ください。『雇用管理区分』の定義が書いてあります」

すこし硬い表情でメモを見ながら話し始めたが、このあたりから本来の越堂節に戻り始めた。得意の大阪弁風イングリッシュで「この指針は、男女雇用機会均等法が制定されて以降、英訳されたことがあります。今回、この指針はWWNが英訳しました。ホルダーには、この指針のほかに男女雇用機会均等法、ILO報告、女性差別撤廃委員会の二〇〇三年勧告などがセットされています。なぜ日本の民間企業で平等が進まないか、このホルダーをご覧になればわかります」と熱弁を振り、議長にタイムアップの鈴をならされ、終了した。

各NGOが通訳に頼らない自前の英語で発言するのを目のあたりにして、日本女性の力量の大きさ

に何故か私は誇らしく感じた。それほど発音のうまくない人も通じさせる熱意と迫力をもっていたことは、あとから委員たちから出された質問の内容や数の多さから証明されている。

日本政府報告の審議で女性差別の実態について日本政府に強硬に迫ったクローアチア出身のシモノビツチ委員が「日本にはこんなに力強いNGOの女性たちがいる。必ず状況は変わる。その大きなプロジェクトをみなさんがつくりだすに違いない」と、すべての会議が終了した後、WWNのひとりに語ったという。

本番、日本政府報告書の審議

七月二三日。

いよいよ女性差別撤廃委員会の日本政府第六次報告の審議が始まった。政府代表団は南野知恵子団長（元法相）が冒頭の挨拶を読み上げる。政府としていろいろ努力してきたことを説明し、それに続けて「しかし残念ながら日本が女性差別撤廃条約を締結して二四年が経過しているにもかかわらず、日本の男女共同参画は国際水準からみるとかなり遅れていることを率直に認めざるを得ない」と冒頭で述べた。そして、その原因を三つ挙げた。ひとつは固定的な男女の役割分担意識が残っていること、二つ目には仕事と家庭の両立の困難の問題で、働き方や両立を支える制度・サービスの整備が十分でないこと、三番目は職場で女性が意欲をもてるようなキャリア形成システムが欠如していることであるという。

自民党に所属する南野さんではあるが、彼女自身は長い歳月を看護師として働いてこられた方だか

らか、かなり率直なスピーチではあるなと思いつつも、あれ、それだけですか？と、私は胸のうちでつぶやいた。立法、行政、司法のすべての分野において、未解決の問題をかかえているからこそ、日本のNGO八四人がここに駆けつけていることを分かってほしい。いや感じているに違いない。

発言は日本語で同時通訳がついている。日本政府代表団は内閣府男女共同参画局の岡島敦子局長が壇上の南野代表の脇に座り、他は法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国連日本政府代表から一七人が演壇の下に陣取って代表のスピーチを見守っている。

厳しい質問に代表団は苦戦

日本政府報告に対する委員からの質問はどれも具体的で厳しいものであった。日本政府の回答は総論部分を岡島局長が短く述べて、各論は担当する省庁から出席している官僚に譲った。ほとんどが女性の若手キャリアであった。前回の審議のときは坂東真理子局長が九五パーセントを回答したことは対照的だと連続参加のNGOメンバーが語っていた。

質問は条約の条項ごとに進められ、最初は第一条から六条まで「差別撤廃義務」についてである。一番バッターはコバルトブルーの民族衣装を身につけ褐色の肩をみせるモーリシャスのパッテン委員だった。

「女性差別撤廃条約は第一条で差別を定義しているが、日本の国内法には差別の定義がないのではないか」「本条約の定義は直接的・間接的差別を含む幅広いものであるが、日本の男女雇用機会均等法は大変限定的で条約の基準からは程遠い。見直しを求めろ」彼女はその後各分野にわたって的確な

質問を繰り返したが、これは前年にWWNが日本に招待したことの効果であろうと思った。

小さなNGOが海外の要人を招待する度胸はすごい。私などは、わずかなカンパでお茶を濁してしまっただが、WWNはパッテン女史の講演会を大阪と東京で行い、内閣府や厚生労働省に連れて行き、日弁連でも会長と面談するなど精力的な動きをしていた。パッテン女史もそれに応えて日本の状況を深く捉えようとしていた。そのうえで雇用に關しても歯切れのよい核心をついた質問を重ねたので、拍手喝采を心の中で送った。

日本のNGOはニューヨークに着いてからもロビー活動を積極的に展開していた。アポイントをとって自分たちの抱えている課題を訴え、わかりやすくまとめた資料を手渡すのだ。それは会議の始まる前の三十分だったり、フリーフィングの終わった短時間であったりした。婦団連の堀江ゆりさんは、国連のトイレでパッテン女史と会った時、事前に手渡しておいた資料をすでに読んでおり、「午後から所得税法を質問するつもり」と会話したというエピソードを報告書で披露している。

パッテン委員をフォローするように唯一の男性委員であるフィンランドのブルーン委員が賃金差別裁判で十年以上もかかっているのは受け入れがたいことであると発言してくれた。これは当日の朝WWNは三十分の時間をもらって、資料を渡して説明をしていた効果にちがいない。

クロアチアのシモノビッチ委員の発言は痛快だった。

「冒頭の日本政府報告は、男女共同参画の取り組みの前進が遅いと認め、背景として三点をあげたが、三点だけではない。条約を宣言のようになにか受け止めていないが、条約は法的拘束力を持ち、国内法にも力をもつものであるとの認識が低い」

「女性の人権を守るべき法曹界の人々の訓練が不足している」

「東京都知事が高齢女性を侮辱する発言をおこなった。これは、日本女性だけでなく世界の女性を侮辱するものである。女性の政治家たちは強く反応していないのか、内閣府はどのように対応しているのか、政治家たちは強い反応をしないのか」

JNNCは二〇一〇年の夏、このような鋭い質問を連発したシモノビッチ委員を日本に招請し、主要官庁、民主党への訪問を実現し、大阪、東京、福島では講演会を開催した。この会期後にシモノビッチ委員が日本の実施状況をフォローアップする担当者に決まったからだ。

国連本部まえでのピラ撒き

午前の部が終わるとWWNのメンバーは全員が飛び出し、正門前にあつまった。最後のイベント国連前のピラ撒きである。四メートル五〇センチの長さのパープルカラーの横断幕をもって、塀を背に三人が立つ。その前で私たちがピラを配り始めると、気軽に受け取ってくれる。「サポートするよ」と一言言ってくれる人もいる。観光客のなかにはカメラを向ける人もいる。遠くにはパトカーが沢山とまっているし、ガードマンもこちらを眺めているが、通りかかると人に声をかけながら配っている。胸にIDカードを下げている国連職員らしい人でも、私の感じでは受け取る人が七割で手を振って断る人が三割というところか。

そのうちNHKのカメラクルーも到着し、越堂代表は記者のインタビュウに答えている。四五〇枚のビラを配り終えて、横断幕のまえに全員集合し記念撮影。すると、ガードマンが飛んできて制止し、横断幕は没収の憂き目にあつてしまった。すてきな横断幕の没収は残念だったが、気持よくビラ撒きができて大満足な様子は、翌日の二四日の昼のニュースで女性差別撤廃委員会の日本報告の審議の報道場面でちらりと伝えられた。そして帰国後の七月二九日の夜、NHK衛星1「今日の世界」で十五分の特集番組として報道され、没収された横断幕とビラ撒きをするWNの姿は全国に伝えられDVDに永久保存されることとなった。

《エピソード》

日本に帰ってくる

私たちが帰国して二週間後の八月七日、女性差別撤廃委員会は日本政府に対する総括所見を発表した。まことに迅速なアクション、対応である。総括所見は六〇パラグラフからなり、肯定的側面として日本政府の施策を評価した七項目がはじめにあり、一三パラグラフから最後の六〇パラグラフまでが「主要な関心事項及び勧告」である。そこには傍聴で聞いた委員の質問内容がぎっしり詰まっている。

雇用関係だけを取り上げて、多くのNGOの主張が盛り込まれた。差別の定義を国内法に取り入れ（二二パラグラフ）、雇用管理区分が女性に差別をもたらす懸念のあること、賃金格差が大きすぎることをとりわけパートタイム労働者の賃金格差の大きさに懸念を表明し（同四五）男

女間の賃金格差を是正するために暫定的特別措置を含め具体的措置を講じよ（同四六）と勧告をしている。

今回の総括所見から新しい方法が採られている。特に二年間で成果を出し報告をすべき項目として二項目が指定され、フォローアップ項目と名付けられた。ひとつは、差別的法規である民法や戸籍法の改正と、二つめは、あらゆるレベルでの意思決定機関で女性の参画拡大に向けて暫定的特別措置をおこなうことである。

日本政府は二〇一一年七月末までに回答しなければならない。

政権交代、WVNは動く

八月三十一日、総選挙は自民党の大敗北という結果をもたらし、政権は民主党に移り、鳩山由紀夫が総理大臣になることが決まった。さらに新首相は九月に入ると国連にでかけ、初の国際舞台で演説することが伝えられてきた。

さっそくWVNは動いた。女性差別撤廃条約の選択議定書を批准することを国連の場で表明してほしいという要望書をつくり、他のNGOに賛同を呼びかけた。五日間で二一六団体の賛同があつまり、首相指名の前日の一五日に新政権に手渡した。閣僚入りを取り沙汰されてはいたが、どこに配置されるか不明であった社民党の福島みずほ党首が要望書の提出時には同席していた。翌九月一六日、連立内閣の陣容がきまり、男女共同参画担当大臣に福島党首、法務大臣には千葉景子さんが就いた。就任後最初の記者会見で、千葉法相の選択議定書を批准したいとはっきり発言するところがニュースで流れ

ると、深夜にもかかわらず私たちの間では、これで少しは前に進みそうだと喜びのメールが飛び交った。

選択議定書というのは、女性差別撤廃条約の効力を強めるために別途つくられたもので、これを批准すると国内で救済されない被差別者が個人通報する道が開ける。すでに国連で日本報告が審議されていた時点で九七カ国が批准しており、会期直後の八月五日にギニアビサウが批准し、ついに九九番目のアメリカと日本で争うという状況であった。なんとかニケタのうちアメリカより早く批准してほしい、オバマ大統領は積極的なので、鳩山さんに頑張ってもらわなければと考えていたところに、千葉法相の力強い発言が女性たちを喜ばせたのだった。

⑦ 選択議定書の批准国の九九番目は、二〇〇九年一〇月に赤道ギニアが、つづいて翌年十〇月にカンボジアが批准し、一〇〇番を確保したので、残念ながら、日米は一〇一番を争うことになった。

《参考資料》

☆ワーキング・ウイメンズ・ネットワーク

☆ニュースレター二五六、五七、五八号

☆女性差別撤廃条約第六次日本レポート審議とJNNCの活動記録「国連と日本の女性たち」、〇九年一二月

☆「女性差別撤廃委員会第六次日本報告審議傍聴の記録」婦団連、〇九年一〇月

☆兼松男女賃金差別裁判報告集

「同一価値労働同一賃金をめざして」

兼松裁判原告・是正の会一〇年二月

兼松訴訟に最高裁判決

二〇〇九年一〇月二〇日、最高裁の上告棄却・申立不受理の決定によって一四年余にわたる兼松男女賃金差別の裁判は終わった。最高裁が東京高裁の判決にもとづきコース別賃金が労働基準法第四条に違反であるという判断をしたことは、裁判史上はじめての画期的なことである。これまで憲法一四条の法のもの平等には反するが、公序良俗をおかすものではないとして退けてきたおかしな論理の一角を崩すことができた。会社に対して毎月の賃金差別の損害賠償と慰謝料の支払いも命じ、兼松訴訟は、ようやく勝利判決を勝ち取った。

長かった六人のたたかいを振り返ると、原告たちの裁判に踏み切った「差別は許さない」という正義感と勇氣に、そして励ましつづけた強力な弁護士に私は心から敬意を表わしたいと思う。また東京地裁で三三回、東京高裁で一六回におよぶ法廷では、つねに大法廷を埋め尽くした一〇〇人以上の傍聴者たちの力を思いつつ、判決後に作られた報告集では次のようなことも付け加えて述べた。

「兼松訴訟には、今までとはちよつと違う国際的な女性差別撤廃を求める強い追い風が吹きました。国連女性差別撤廃委員会やILOへ向けて行動を起こし、多くのNGOと連携して国際機関から日本政府宛にコース別人事制度における女性差別を撤廃するようにとの勧告を引き出してきました。このような国際機関からの影響力は政

Dear United Nation CEDAW

We have a Big Wage Gap between Women and Men.

~ An Appeal for a Real Situation to UN CEDAW ~

Working Women's Network (Japan)

府にはもちろん裁判所にも及んだのではないでしょう。二〇〇九年七月の国連・女性差別撤廃委員会では二回も『兼松』と名前を挙げて質問する委員がいました。世界が注目する国連の場で『兼松』の原告たちは立ちあがり、そのまわりを八四名のNGOが固めたのです。私もその中のひとりとして居て、胸が震える感動につつまれました」

しかし原告六名のうち二名の請求が認められなかった。井上弁護士という言葉を借りれば、「賃金体系がない会社での『個別

的差別』ではありません。男女別賃金体系を『コース別』に名前を変えて賃金格差を維持拡大している『体系的差別』ですから、四名だけを違法な賃金差別で、二名については違法がなかったということはあり得ません』ということである。

この不完全な部分をもとめて、原告たちはILOへの申し立てをしている。いずれ女性差別撤廃条約の選択議定書を日本が批准すれば、個人通報制度を活用することにもなるかもしれない。大きな道を切り開くことができたが、その先にはなお進むべき道がまだ繋がっている。(完)



女性差別撤廃条約 NGO ネットワーク NYにて (2009)